

● 地域防犯灯とは

まちを明るくする運動の一環として、防犯組合、町内会、部落会、その他これらに類する地域団体の代表者（以下「町内会等」といいます。）が、犯罪、交通事故等を未然に防止することを目的として道路に設置し、自主的に維持管理する照明灯を地域防犯灯といいます。

● 地域防犯灯設置費補助金とは

地域防犯灯を新たに設置する場合、又は故障や老朽化のため器具を取り替える場合に、その設置費用に対して市が補助金を交付する制度です。

注1) 補助金は事業年度内交付です。予算範囲内で**先着順のため、予算がなくなり次第受付を終了します。**

注2) 器具の移設については補助金の対象となりません。また、自立柱設置の場合は器具設置費のみ補助の対象で、ポールは対象外になります。

注3) 青色防犯灯、手元スイッチにより入切できる防犯灯及び人感センサー付き防犯灯については補助の対象にはなりません。

注4) 道路を照射していない防犯灯は補助の対象外となります。

● 補助対象者

防犯組合、町内会、部落会、その他これらに類する地域団体の代表者

● 補助金の限度額（令和7年度）

18,000円／1灯（LED防犯灯への新設・更新（取替え））

※ 同一補助対象者に対し、**年間累計最大8灯**までとする。

詳しくは道路管理課ホームページでご確認ください。

● 補助の対象となる防犯灯更新（取替え）の要件について

- ① 設置年数が1年を経過したもので、器具が故障し、点灯しないもの
- ② 長年使用したもので、器具の腐食等により落下の危険性が高いもの
- ③ グローブの劣化や変色などにより防犯灯としての機能が低下したものなどを対象とします。

なお、防犯灯更新申請の場合は、故障証明書(電気工事業者が調査し証明するもの)が必要です。

● 補助申請受付開始日

令和7年5月7日(水)午前8時30分から

● 申請の前に注意していただくこと

1 地元調整

① 農作物への影響

田畑に面する道に設置する場合、稲の穂が出ない等農作物に被害が発生することがあります。土地の所有者、耕作者等の同意を得てください。

② 安眠への影響

設置場所、照射方向によっては、人家に光が入り込み、就寝を妨げる等の問題が発生しますので、近隣関係者の同意を得てください。

2 更新の場合

更新する防犯灯が町内会等で所有している防犯灯であることを確認してください。

3 電柱に共架する場合

電柱の所有者（中国電力ネットワーク、NTT等）の了解を得てください。

4 自立柱を設置する場合

① 民地（民家、私道等）に設置する場合

土地の所有者（田畑の場合は耕作者等も）の同意が必要です。

② 官地（市道等）に設置する場合

各道路管理者への道路占用許可申請、道路使用許可等が必要です。

（国道：国土交通省、県道：岡山県備中県民局、市道：倉敷市、道路使用許可：警察）

5 民家の壁面等に設置する場合

民家の所有者の承諾を得てください。（更新する場合も同様）

6 防犯灯設置の間隔

他の光源（既存の防犯灯等）との距離を概ね30m以上離して設置してください。

● 維持管理について

地域防犯灯の維持管理（電気料金の支払い、球切交換、修理、移設等）については、町内会等でしていただくこととなります。

● 施工の際の注意事項

照明器具の高さは、法令の規定により、路面から照明装置下端までが4.5m以上（歩道の場合は2.5m以上）が必要です。なお、法令等に抵触する時は撤去を求める場合があります。（補助金を交付できません。）

● 補助金についてのお問い合わせは下記まで

【倉敷地区】本庁道路管理課 ☎426-3515

※庄地区、茶屋町地区についても本庁へお問い合わせください。

申請書類は本庁及びそれぞれの支所（庄支所、茶屋町支所）で受付できます。

【児島地区】児島支所建設課 ☎473-1116

【水島地区】水島支所建設課 ☎446-1612

【玉島地区】玉島支所建設課 ☎522-8115

【船穂地区】船穂支所建設係 ☎552-5111

【真備地区】真備支所建設課 ☎698-8108

● 書類のダウンロードは道路管理課のホームページで

「地域防犯灯設置費補助金制度に関する様式」から